

平成25年第6回

遠軽町議会臨時会会議録（第2号）

平成25年11月1日（金）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第12 選挙第 3号 遠軽地区広域組合議員の選挙について
日程第13 選挙第 4号 選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第14 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
日程第15 同意第 2号 監査委員の選任について
日程第16 同意第 3号 公平委員会委員に選任について
日程第17 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第18 議案第 1号 損害賠償の額を定めることについて
日程第19 議案第 2号 平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）
日程第20 特別委員会の設置について
日程第21 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書
-

◎出席議員（17名）

- | | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 議長 18番 | 前田篤秀君 | 17番 | 杉本信一君 |
| 1番 | 今村則康君 | 2番 | 岩上孝義君 |
| 3番 | 佐藤昇君 | 4番 | 稲場仁子君 |
| 5番 | 奥田稔君 | 6番 | 山田和夫君 |
| 7番 | 黒坂貴行君 | 9番 | 岩澤武征君 |
| 10番 | 阿部君枝君 | 11番 | 山谷敬二君 |
| 12番 | 松田良一君 | 13番 | 竹中裕志君 |
| 14番 | 秋元直樹君 | 15番 | 高橋義詔君 |
| 16番 | 一宮龍彦君 | | |
-

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木 修一 君	教育委員会 委員長	富永 史朗 君
代表監査委員	村瀬 光明 君	農業委員会 委員長	石丸 政雄 君

◎説明員

副町長	広井 澄夫 君	総務部長	高橋 義久 君
民生部長	村本 秀敏 君	経済部長	大河原 忠宏 君
経済部技監	松井 雅弘 君	総務部参与	岡村 宏 君
総務課長	寒河江 陽一 君	企画課長	加藤 俊之 君
財政課長	鈴木 光男 君	建設課参事	山本 善宏 君
会計管理者	小野寺 健 君	丸瀬布総合支所長	小谷 英充 君
白滝総合支所長	荒井 正教 君	教育長	河原 英男 君
教育部長	橋本 健一 君	社会教育課参事	大貫 雅英 男
監査委員事務局長	舟木 淳次 君	農業委員会事務局長	安江 陽一郎 君
選挙管理委員会事務局長	舟木 淳次 君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	太田 守 君	事務局主幹	河本 伸二 君
庶務・議事担当係長	小玉 美紀子 君		

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は17人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、今村議員、岩上議員を指名いたします。

◎日程第12 選挙第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 選挙第3号遠軽地区広域組合議員の選挙についてを行います。

委員の数は6人であります。

お諮りいたします。

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

遠軽地区広域組合議員には、秋元議員、今村議員、岩上議員、奥田議員、山谷議員、私、前田を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました6人の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6の方が、遠軽地区広域組合議員に当選されました。

当選されました6の方が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によ

り、当選の告知をいたします。

◎日程第13 選挙第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 選挙第4号選挙管理委員及び補充員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開いたします。

選挙管理委員には、遠軽町南町3丁目2番地236、中川満之君。遠軽町西町2丁目2番地28、新野尾伸一君。遠軽町旧白滝340番地、児玉富雄君。遠軽町丸瀬布新町235番地、戸井佳穂君。以上の4人の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4人の方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4人の方が、選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員には、第1順位に遠軽町南町2丁目7番地32、長谷川光夫君。第2順位に、遠軽町丸瀬布新町157番地、織田政幸君。第3順位に、遠軽町生田原409番地、高木祥隆君。第4順位に、遠軽町白滝818番地9、水戸勲君。以上、4人の方を指名いたします。

お諮りします。

《平成25年11月1日》

ただいま議長において指名いたしました4人の方を、補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4の方が、補充員に当選されました。
当選人には、後刻通知をいたします。

◎日程第14 同意第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第14 同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

○議長(前田篤秀君) 再開いたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 同意第1号教育委員会委員の任命について御説明いたします。

教育委員会委員、富永史朗氏が平成25年11月8日、河原英男氏が平成25年11月10日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町東町3丁目3番地48、氏名、新山史賢、生年月日、昭和23年3月13日、お二人目は、住所、遠軽町大通北7丁目3番地128、氏名、河原英男、生年月日、昭和22年1月9日であります。

新山史賢氏、河原英男氏、両氏は人格高潔で、教育に関して識見を有する方々でありますので、教育委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴等につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、2人の委員についての同意であります。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

《平成25年11月1日》

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開いたします。

◎日程第15 同意第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 同意第2号監査委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開いたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第2号監査委員の選任について御説明いたします。

議員のうちから監査委員を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町東町1丁目4番地11、氏名、山田和夫、生年月日、昭和25年2月7日
であります。

山田和夫氏は、人格高潔で、財務会計等に熟知し、識見を有する方でありますので、監査委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、本人の略歴等につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第2号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

《平成25年11月1日》

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開いたします。

◎日程第16 同意第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第16 同意第3号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第3号公平委員会委員の選任について御説明いたします。

公平委員会委員、阿部勝俊氏が平成25年11月8日をもって任期満了となるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町学田2丁目12番地75、氏名、笹原重敏、生年月日、昭和33年3月21日であります。

笹原重敏氏は、人格高潔で、地方自治の本旨に理解があり、かつ人事行政に関して識見を有する方でありますので、公平委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴等につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第3号公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第17 承認第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

《平成25年11月1日》

○財政課長（鈴木光男君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）につきまして、別紙のとおり専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第5号。専決処分書について御説明いたします。

平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）につきましては、9月16日に発生しました台風第18号の被害の復旧に伴い、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成25年9月16日付で専決処分を行ったものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ197万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億1,399万3,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

10款地方交付税につきましては、1項地方交付税に197万2,000円追加し、総額を71億3,823万3,000円としたものです。

これによりまして、歳入合計138億1,202万1,000円に197万2,000円追加し、総額を138億1,399万3,000円としたものです。

2ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明いたします。

11款災害復旧費につきましては、1項災害復旧費に197万2,000円追加し、総額を1,540万6,000円としたものです。

これによりまして、歳出合計138億1,202万1,000円に197万2,000円追加し、総額を歳入歳出同額の138億1,399万3,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業197万2,000円につきましては台風18号の大雨により、9月16日、生田原地域で道路、かんがい用水路、河川に被害が発生したため、復旧に要する経費として追加したものであります。

被害状況につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

《平成25年11月1日》

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税197万2,000円につきましては、普通交付税の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） お手元の平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）に関する資料について御説明いたします。

資料をお開きください。

台風18号による大雨の被害状況につきましては、町道3件、河川1件、農業施設1件の計5件であります。

①は、生野東6線道路、安国の生野会館地先であります。大雨により、横断管の一部が脱落し、素掘り側溝に雨水が滞留、のり面及び路肩が崩壊したことから、のり面及び路肩の補修、横断管の清掃及び補修をし、復旧いたしました。

②は、八重黄金沢線道路、星野地先であります。大雨により隣接する牧草地から道路を横断した表流水が路肩とのり面を崩壊したことから、路肩及びのり面を復旧いたしました。

③は、伊吹開拓線道路、大村地先であります。大雨により隣接する牧草地から表流水が流入し、のり面を崩落させたことにより、道路横断管の一部が脱落したことから、のり面及び横断管の補修をし、復旧をいたしました。

④は、生田原水穂福田川で、伊藤地先でございます。V型トラフを設置してあります区間で、流速が速く、トラフの接続部分から裏込部分が洗掘を受けたことから、トラフの補修及び裏込材の充填を行い復旧いたしました。

⑤は、安国かんがい用水路、佐藤地先です。大雨により畑からの表流水及び沢水などが一度に流入し、用水路右岸の堤防が決壊したもので、土砂及び大型土のうを設置し、堤防を復旧いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、承認第1号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

11款災害復旧費、1ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

10款地方交付税、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で、承認第1号の質疑を終わります。

《平成25年11月1日》

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第18 議案第1号及び日程第19 議案第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第18 議案第1号損害賠償の額を定めることについて、日程第19 議案第2号平成25年度遠軽町一般会計補正予算(第7号)を一括して議題といたします。

上程の順より提出者の説明を求めます。

山本建設課参事。

○建設課参事(山本善宏君) 議案第1号損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

損害賠償の額を定めたいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めるものであります。

別紙をお開き願います。

1、事故の概要につきましては、平成25年10月12日、遠軽町西町3丁目3番地8末広団地58のBの1棟で、引き込み開閉器の故障による過電流により、入居者の家電製品を破損させたものであります。

2、相手方及び損害賠償の額は、遠軽町西町3丁目3番地8、吉田るみ子様、損害賠償額1万200円であります。内訳の説明は省略いたしますので、お目通し願います。次に、住所は同じですので、省略させていただきます。齋藤正和様、損害賠償額は8万8,800円であります。次に、竹端順也様、損害賠償額は1万1,235円であります。次に、田代義晴様、損害賠償額は13万3,503円であります。次に、菊地静子様、損害賠償額は3万2,810円であります。次に、渡邊静香様、損害賠償額は6万3,540円であります。次に、酒卷澄枝様、損害賠償額は6万3,500円であります。次に、畠山三男様、損害賠償額は8,085円であります。次に、片岡栞様、損害賠償額は6万6,500円であります。次に、立川サダ子様、損害賠償額は1万5,800円であります。次に、菊池ひとみ様、損害賠償額は1万2,950円であります。次に、加藤八重子様、損害賠償額は7,500円であります。次に、成田絹恵様、損害賠償額は3万9,400円であります。次に、山下範子様、損害賠償額は8万4,000円であります。次に、小野寺健治様、損害賠償額は6万2,990円であります。次に、関敏子様、損害賠償額は9万4,580円であります。次に、齋藤貞子様、損害賠償額は1万1,275円であります。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) 鈴木財政課長。

《平成25年11月1日》

○財政課長（鈴木光男君） 続きまして、議案第2号について御説明を申し上げます。

議案第2号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,026万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億2,426万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

10款地方交付税につきましては、1項地方交付税に1,026万7,000円追加し、総額を71億4,850万円とするものです。

これによりまして、歳入合計138億1,399万3,000円に1,026万7,000円追加し、総額を138億2,426万円とするものです。

2ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明いたします。

8款土木費につきましては、6項住宅費に80万7,000円追加し、総額を19億919万4,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に476万円追加、7項保健体育費に470万円追加し、総額を10億7,438万9,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計138億1,399万3,000円に1,026万7,000円追加し、総額を歳入歳出同額の138億2,426万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。8款土木費6項住宅費1目住宅管理費、町営住宅維持管理事業80万7,000円につきましては、昭和58年度建設の末広団地1棟で、10月12日、電気の引き込み開閉器の故障で過電流が発生したことにより、この棟に入居する17戸の電化製品に被害があったことから、これら損害に対する賠償金であります。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費476万円につきましては、学校行事負担金の追加であります。釧路市で開催されました北海道小学校バンドフェスティバルに、遠軽小学校23名、東小学校21名、南小学校24名が出場。同じく釧路市で開催されました北海道マーチングコンテストに遠軽中学校37名が出場、富山市で開催されました東日本学校吹奏楽大会に南中学校25名が出場、大阪市で開催されます全日本マーチングコンテストに遠軽中学校36名が出場、これらに伴う経費であります。

7項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育各種大会参加費補助事業470万円につ

《平成25年11月1日》

きましては、12月27日から東大阪市で開催されます全国高等学校ラグビーフットボール大会に、遠軽高等学校ラグビー部47名が出場するのに対し400万円の補助と、各種大会へ出場する団体等の増加に伴う不足額70万円と合わせまして、社会教育振興補助金に470万円を追加するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1,026万7,000円につきましては、普通交付税の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第1号損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。

一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 余談を申しまして申しわけないのですが、10年ぶりの質問なのでどぎまぎしておりますので、内容がちぐはぐになるかもしれませんので、その辺はご容赦いただきたいと思えます。

まず、この損害賠償という言葉自体は物すごく重たい言葉でございまして、過去、遠軽町においても損害賠償というのは、たまにあったかなという記憶ありますけれども、この事件に関しては想定外なのか、もしくは言葉はおかしいのかもしれないけれども、不可抗力だと思っておられるのか、その辺のところ、ちょっと考え方を教えてください。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課参事。

○建設課参事（山本善宏君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回起きました事故につきましては、北電からの一次側の受け側での器具といいますが、ブレーカーの大型のものということになりますが、通常あるのかということでございますけれども、私の聞き及んだところでは、沿岸部では時に見受けられる状態であったということでございます。

あわせて、建物の当時の状況、北電とも協議していますが、正直記録等ございまして、結果的にわからなかったわけですが、通常この開閉器につきましては、鍵を持ってあけますと、点検できる状態です。ところが、今回のこの建物につきましては、まずボックスが二重になっていたということがございます。通常あけてみれる状態ではないと、それから二重になった内側のボックスについては、北電の封印がなされておりました。その経緯については、北電についてもよくわからないということと、町の持ち物ではあるということ、町側としてもその辺の経緯の確認はとれなかったという事情がございまして。

あわせて、ほかの施設についても同時に点検いたしました。同じような腐食その他については見られなかったという状況でございます。事故の形態としては、内陸部では珍しいものかと思えます。

《平成25年11月1日》

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） きのうの協議会の中でもお話あったのですが、これは定期点検というのは役場でやるものなのか、北電側でやるものなのか、そういう決め事というのはないのですか。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課参事。

○建設課参事（山本善宏君） 点検についてでございますけれども、動力など大きな施設については、基本的には電気保安協会などに委託し、定期的にこの検査点検行っております。また、それ以外の住宅系の通常電力、今回は200ボルト、100アンペアの建物でしたけれども、そういったものについてはあくまでも町側の施設ですので、点検責任は町側に最終的にはあると。ただ、北電の封印がされているということは、今回の施設についてあったものですから、事前に北電との連絡調整をした上で封印をあげなければなりませんので、その辺のことについては町側、私どもの管理部分で徹底されていなかった部分はあるかと思えます。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 3回目なので最後になりますけれども、公営住宅というのはあちこちにありますから、古いもの、新しいものそれぞれですが、古いものについて今後、こういうことがあったのですから、ほかに大丈夫だと言ったら、さっきほかの施設大丈夫だということなので、とりあえずは大丈夫なのかなと思えますが、今後、古い公営住宅については、なるべく定期点検を北電側と相談しながら実施していく予定はありますか、最後です。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課参事。

○建設課参事（山本善宏君） 大容量の電気を使っているような施設につきましては、特に施設管理者それぞれおりますので、鍵をあけて確認できる部分については、随時必要に応じて確認していただきたいということで、今回は建築技術者でもって全施設確認いたしました。それ以外については必要に応じて点検をしていきたいということで考えております。

また、あわせて住宅の計画の中でも大規模ですとか、そういった改修関係が予定されているものについては、計画段階でそうしたものも確認していきたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

《平成25年11月1日》

8 款土木費、8 ページから 9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 10 款教育費、10 ページから 13 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

10 款地方交付税、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって議案第 2 号の質疑を終わります。

以上で、議案 2 件の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案 2 件を採決いたします。

採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

これより、議案第 1 号損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 号平成 25 年度遠軽町一般会計補正予算(第 7 号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 36 分 休憩

午前 10 時 58 分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長(前田篤秀君) お諮りいたします。

ただいまお手元に配付の議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題としたいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第20 特別委員会の設置について

○議長（前田篤秀君） 日程第20 特別委員会の設置についてを議題といたします。
お諮りいたします。

議会において発行する「議会だより」を編集するため、4人の委員で構成する広報特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中の継続調査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、4人の委員で構成する広報特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開いたします。

ただいま設置されました広報特別委員会の委員選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。

広報特別委員会委員の選任については、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、広報特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

休憩中に広報特別委員会を開催し、委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、局長をして報告いたします。

○議会事務局長（太田 守君） 御報告いたします。

名簿につきましては、改めて配付いたしませんので、既に配付の名簿を御使用いただきたいと思います。

委員長は岩澤委員、副委員長は松田委員であります。
以上でございます。

◎日程第 2 1 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 1 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書を行います。

閉会中における各委員会の所管事務調査について、会議規則第 7 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 5 条の規定により、お手元に配付のとおり各委員長から申し出があります。

お諮りいたします。

本件について、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件について、各委員長の申し出のとおり決定することにいたしました。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本臨時会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、平成 2 5 年第 6 回遠軽町議会臨時会を閉会いたします。

午前 1 1 時 1 5 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀

署 名 議 員 今 村 剛 毅

署 名 議 員 岩 上 孝 義